

ル進路ヲ開キタルトキハ前進シ、③ニ達セバ廻レ右、直ニ八ノ形ニ變ジテ足踏。

2 ガ行進シ來リテ③ニ接近シタルトキハ前進シ、各隊ノ先頭トナリテ④ニ至リ、此所ヨリ右(左)折シテ退場。

第二款 遊戯例其ノ

二ノ場合

校旗護衛員二名

A.

- (1) 四ノ形ヲ以テ先頭トナリ、④ニ至リテ足踏。
- (2) ◎ 2' ノ中央正面ニ至リ、五ノ形ニ變ジテ足踏。
- (3) ◎ 最先ニ180度旋回シテ直進シ△ニ達シテ足踏。

B.

- ◎ 旋回ヲ始メ、約90度進ミタルトキハ旋

回ヲ止メテ旋回軸ニ進入シ、一ノ形ニ變ジテ足踏。

C.

◎ 2 ハ 2' ノ位置ヨリニ、三十度前方ニ旋回シ來レル時ハ足踏ヲ開始ス此ノ時校旗ハ五ノ形ニ變ジツ、旋回軸ヲ脱出シテ 2' ノ位置ニ至リ、直ニ旗手ノ「進メ」ノ號令ニテ④ニ進ミ、④ト齊頭面ニ達シテ足踏。2 ハ校旗ガ④ニ向ヒ前進ヲ始メタルトキニ 2' ノ位置ニ進ミ、此所ヨリ直行進ヲ以テ校旗ニ續進ス。

如何ニ隊ノ順位ヲ變ズルモ熟練セル爲、行進ヲ誤ル虞ナキトキハ、2 ヨリ足踏ヲ開始スルコトニ限ラズシテ、何レノ隊ヲ問ハズ笛ノ合圖後最先ニ 2' ノ位置ニ接近セントスル隊ヨリ足踏ヲ始メシムルモ可ナリ。

D.

- (1) ◎ 一ノ形ニ變ジツ、各隊ノ隊長ノ位置スル側ニ進ミ、旗手が1ノ行進線上ニ達セバ各隊ノ先頭トナリテ行進ス。

分 列 遊 戯

(2) ◎ 方向ヲ變換シ、各隊ノ先頭トナリテ行進。

(3) ◎ 五ノ形ニ變ジツ、駢歩ヲ以テ 27 ノ ④ノ側ニ至リ、先頭トナリテ ④ノ方向ニ行進。

E.

(1) △ニ達セバ左方ニ 180 度旋回シ、以下 1 ト全ク同一ノ行進ヲナス。即チ ④ノ方向ニ進ミ、△ト齊頭面ニ達セバ内方ニ 180 度旋回シ、△ニ向ヒテ行進。

(2) △ニ達セバ右方ニ旋回シ、次回ハ左方ニ旋回ス。

旗手及護衛員ハ合シテ三人ノ少數ナレドモ旋回ハ旋回軸ニ偏シテ行フベカラズ。旗手ハ常ニ各隊ノ中央ニ位スル隊員ノ行進路ヲ踏ムベシ。

隊數ガ偶數ニシテ各隊ガ旋回ノ方向ヲ交互ニ變セザル場合モ、校旗ノミハ變セザルベカラズ。

F.

第七章 校旗ノ行進(三)

(1) ④ 笛ノ合圖後△ノ位置ニ至レバ各隊ニ先ジテ旋回ヲ止メ、直進シテ ④ニ至リ足踏。2 ハ校旗ニ先ツテ ④ニ進ムベカラズ。

(2) ◎ I.F. ト同ジ。但シ ④ヨリ ④ニ進ミタルトキハ四ノ形ニ變ジテ足踏。

第三款 遊戯例其ノ

三ノ場合

校旗護衛員四名

A.

(1) 四ノ形ヲ以テ先頭トナリテ入場シ、④ヨリ ④ニ向ヒニ、三步ノ後足踏。

(2) ◎ 前進シ、④ヲ超ユルニ、三步ニシテ廻レ右、三ノ形ニ變ジテ足踏。

(3) ◎ 足踏。

(4) 同前。

B.

足踏。

C.

同前。

D.

(1) 足踏。

(2) ◎ 各隊が(2)ノ行進ヲ全部了リタルトキ
ヲ見テ前進。

E.

(1) 此ノ場合
ニ付キ二種
ノ行進ヲ述
ベン。

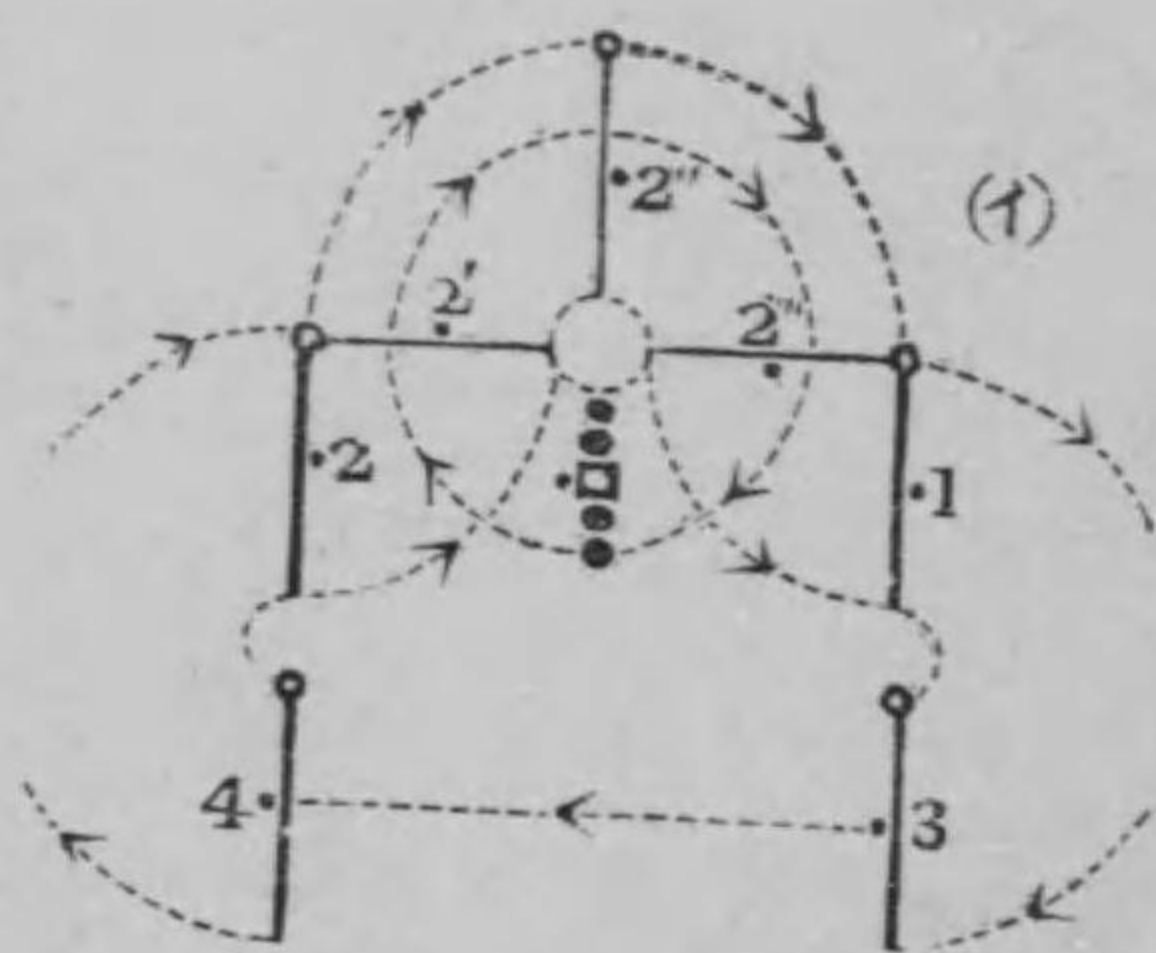
第一法

前進シテ
1.2ノ中

間ニ至リ、八ノ形ヲ以テAニ面シ足踏。

(1) ◎ 右向き、足踏シ、2ガ90度旋回シタル
時、點線ノ示ス如ク旋回ヲ始メ、90度進ミテ2'
ノ位置ニ至リ足踏。

(2) ◎ 180度旋回シテ2'''ノ位置ニ至リ足踏。

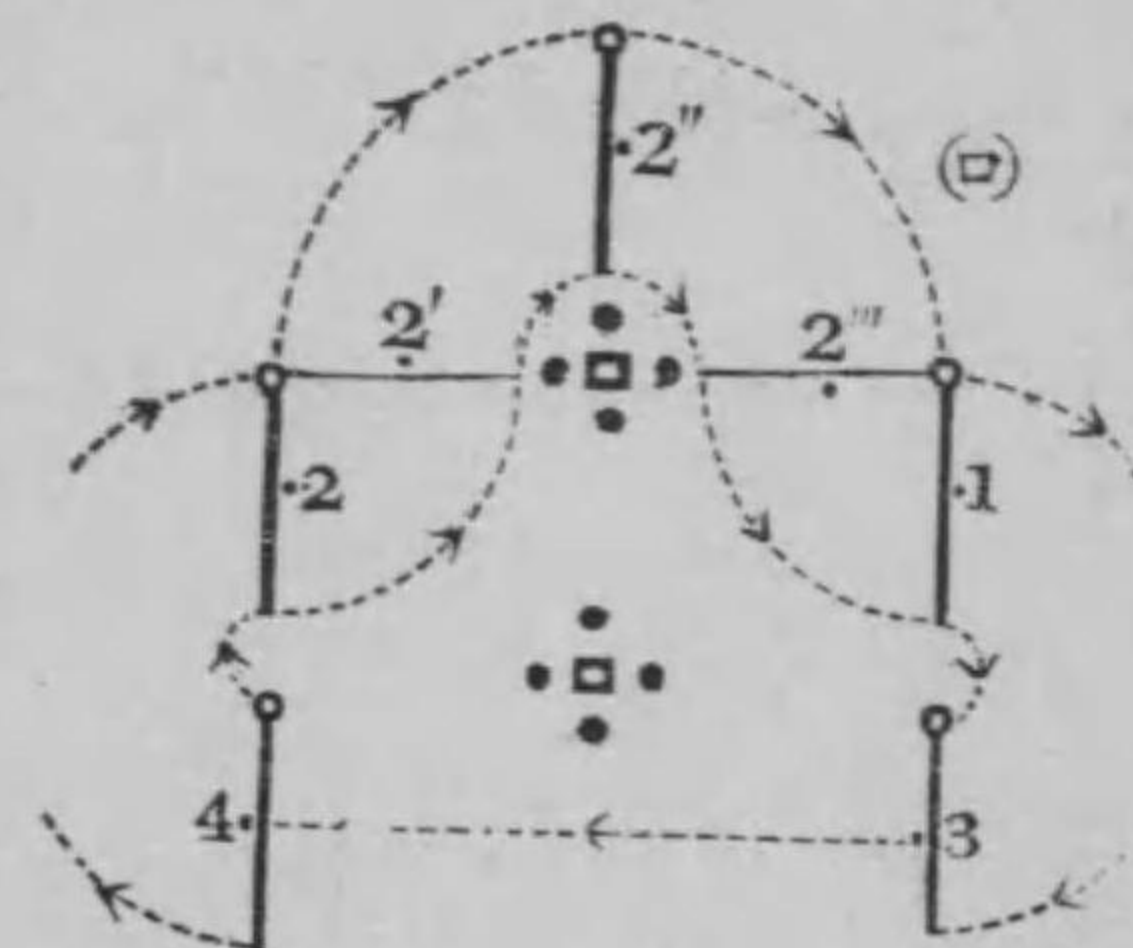


以下◎毎ニ180度旋回シ、足踏。但シ最後ノ
◎ノ時ハ450度(即チ一回轉ト90度 若クハ單
ニ90度旋回シ、舊位ニ復シテ足踏。

第二法 前進シテ2'. 2'''ノ中間若クハ四隊ノ中
央ニ至リ、Aニ面シテ七ノ形ニ變ジ終始足踏。

(ロ圖参照)

(此ノ行
進ヲ六隊ニ
テ行フ場合
モ同様ナ
リ)



F.

(1) ◎ Bノ方向ニ向キ前進シ、VI.3.(リ)
圖ニ於ケル3.4ノ副隊長ノ位置ト齊頭面ヨ
リ尙ニ、三步進ミテ廻レ右一ノ形ニ變ジテ足
踏。

(2) ◎ 1.2ガ旋回ヲ止メ、Aニ向ヒシトキニ
前進。

(3) Aニ達セバ四ノ形ニ變ジ、二三步前進ノ後

右(左)折シテ退場。

第四款 遊戯例其ノ

四ノ場合

校旗護衛員四名

A.

(1) ニノ形ヲ以テ先頭隊 1.2 ト 後尾隊 3.4 ト
ノ中間ニ入リテ行進。

(2) ◎ 足踏。

(3) ◎ 横歩シテ位置ヲ 4' ノ背後ニ
移シ、足踏。而シテ護衛員ハ各隊ガ
逐次旋回シ來ラバ次ノ如ク各隊ニ一



名宛附隨シ、軸翼トナリテ旋回ス。護衛員ノ
イハ 4 ニ、ロハ 2 ニ、ハハ 1 ニ、ニハ 3 ニ
附隨ス。

故ニイハ 4 ノ軸翼ニ在ル者ガロノ位置ニ來
ル迄ハ其ノ場ニ足踏ヲ以テ之レヲ待ツ。ロモ
亦 2 ノ來ル迄ハ足踏ヲ以テ之レヲ待ツ。以下

同ジ。

此ノ旋回中旗手ハ終始◎ノ方向ニ面シテ足
踏。

B.

◎ 七ノ形ヲ以テ中心ニ立チ、◎ニ面シテ
足踏。

C.

◎ 同前。

D.

各隊ガ渦巻行進ヲ了リテ併立縦隊形トナリ
タルトキハ、其ノ 2'.4' ノ中間ニ進出デ、足
踏。

故ニ 2'.4' ノ間隔ガ校旗ヲ容ル、ニ足ル様
(イ)、(ロ)ノ指導ヲナスベシ。

此場合ノ護衛員ノ位置ハ 2'.4' ノ間隔ノ廣
狭ニ適スル形ヲトラザルベカラズ。故ニ場合
ニヨリ一或ハ三或ハ四ノ形ヲトル必要アリ。

E.

(1) ◎ 前進シ、◎ニ達シテ足踏。

- (2) ◎ 足踏。
- (3) ◎ 廻レ右、前進。
- (4) ◎ 廻レ右、四ノ形ニ變ジテ足踏。

F.

2.4 が接近シ來レルトキハ前進シ、(A)ヨリ右(左)折シテ退場。

2.4 以下 F. ノ行進ヲ以テ校旗ニ續進シ退場。

第五款 遊戯例其ノ

五ノ場合

校旗護衛員二名

A.

一ノ形ヲ以テ先頭トナリ(B)ヨリ(A)ニ向ヒ、(A)ヨリ尙二、三步進ミテ廻レ右、足踏。

B.

足踏ヲ繼續シ、1.2 が(B)ヨリ先頭トナリ二列

側面縦隊ニテ(A)ニ向ハントスルトキ前進シ、

1.2 ト相會シテ廻レ右足踏。

故ニ此ノ場合ハ指導者ノ立場ニヨル指導ヲ要セズ。

C.

◎ 五ノ形ニ變ジテ足踏。

D.

◎ 現位置(I)ヨリ直ニ旋回ヲ始メテ180度

進ミ、兩

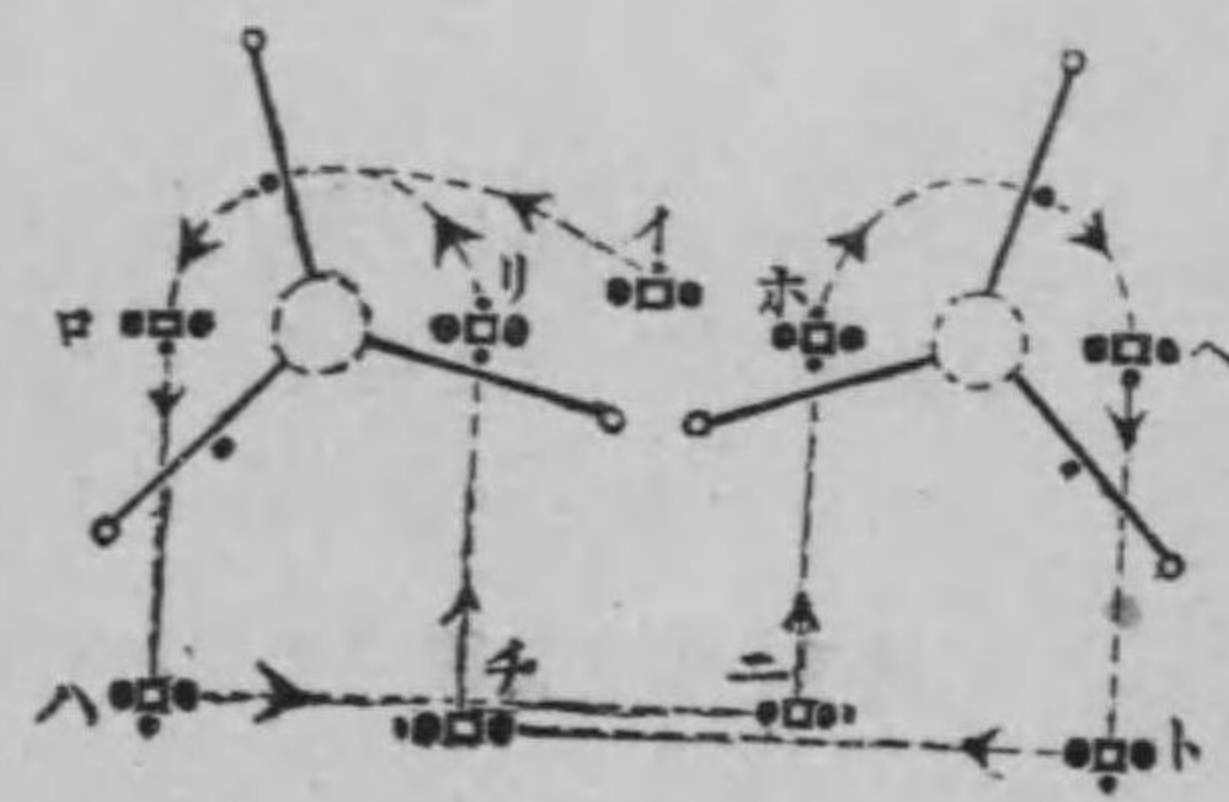
旋回軸ヲ

結付ケタ

ル直線上

ノ位置即

チ□(右



圖参照)ニ至ラバ直進ス。

上圖ノ如ク、旋回前ノ校旗ノ位置ハ兩旋回軸間ノ中央ニ在ルヲ以テ、(I)ヨリ□ニ進ム場合ハリヨリ□ニ進ム場合ノ如ク正確ナル圓進ヲナサルコトヲ知ルベシ。

分 列 遊 戯

校旗が旋回ヲ始メ約 60 度進ミタル後ニ非ザレバ、最先ニ旋回ヲ始ムベキニ隊 1.2 (VI.5.ニ圖参照)ハ旋回ヲ始ムベカラズ。殊ニ護衛員多數ナル場合ニ然リ。之レ校旗ノ旋回後レテ、背後ヨリ來ル隊 1 ニ追付カル、ガ故ナリ。

2.E. 参照。

□ヨリ若干歩直進ノ後ハニ至ラバ、旗手ハ「進メ」ノ號令ヲ下ス。此ノ號令ニヨリ左向キ前進。

□ヨリハニ至ル距離ハ各隊ノ外翼ニ在ル者ノ旋回ヲ妨ゲザル程度ナルヲ要ス。此ノ距離ハ約七、八歩ニテ可ナリ。

旗手ハ其ノ位置ヲ步測シテ號令ヲ下ス。

ハヨリニニ至ラバ、旗手ノ下ス「進メ」ノ號令ニヨリ左向キ前進。

ニノ位置ハ旋回前ニ於ケル 2 ノ中央隊員ノ位置(VI.5.ニ圖参照)ト齊頭面トス。旗手ノ位置ガ此齊頭面ニ達セシ頃ニ「進メ」ノ號令ヲ下スベシ。而シテ先頭ニ當レル護衛員ハ旗

第七章 校旗ノ行進(五)

手ノ「進メ」ノ號令ノ下ラザルモ、ニノ位置ニ達シタリト觀測スルトハ足踏ヲ開始シ、旗手ノ號令ヲ待チ以テ行キ過ギザル様ニスベシ。

旗手が號令ヲ下ス時機ハニノ位置ニ達シタルノミナラズ、尙ホノ位置ニ進ムニ當リ各旋回隊ト衝突セザル折ナルヲ要ス。但シ其ノ何レノ隊ノ間ニ入リテ旋回スルモ任意ナリ。

ニヨリ前進シテホニ至ラバ、180度旋回シ、ヘヨリトニ進ム。此ノ時旗手ノ下ス「進メ」ノ號令ニテ右向キ前進シチニ至ル。更ニ旗手ノ下ス號令ニヨリ右向キ前進シテリニ達シ、リヨリ 180度旋回シテロニ至ル。以下同一行進ヲ反復ス。

E.

- (1) ◎ 此ノ笛ノ合圖ハ校旗ガハ又ハトノ位置ニ來レル頃ニ行フベシ。而シテ旗手ハ旋回前ノ位置イト齊頭面ニ達セシトキ「進メ」ノ號令ヲ下ス。此ノ號令ニヨリ④ノ方向ニ向キ前進シ、④ヲ超ユルコト四、五歩ノ位置ニ至リテ

分 列 遊 戯

廻レ右、足踏。

校旗が①ニ向ツテ進マザル以前ハ各隊ハ旋
回ヲ續行スベシ。

- (2) 各隊全部 180度旋回シ、①ヨリ②ニ至ル進
路ヲ開キタルトキハ、直ニ一ノ形ニ變ジツ、
前進シ、②ニ達シテ廻レ右、足踏。

F.

- ◎ 1.2 ノ先頭員ガ②ニ接近シタルトキハ
前進ヲ始メ、先頭トナリテ退場。

第六款 遊戯例其ノ

六ノ場合

校旗護衛員二名

A.

- (1) 一ノ形ヲ以テ先頭トナリテ入場シ、②ヨリ
①ノ方向ニ一、二歩進ミテ足踏。

5.6 ガ②ヨリ①②線ニ直角ニ若干歩ノ後、①

第七章 校旗ノ行進(六)

ノ方向ニ行進シテ各隊ガ足踏ヲ始メタルトキ
ハ前進シ、(1)圖ニ於ケル 3.4 ノ中央隊員ト
齊頭面ニ至リ、五ノ形ニ變ジテ足踏。

- (2) ◎ 停止。

B.

終始其ノ儘ニテ停止シ、答禮セズ。

C.

- (1) ◎ 1.2 ガ①ニ向ヒニ列側面縦隊ニテ行進
スルヲ待ツテ一ノ形ニ變ジツ、其ノ背後ニ續
進シ、①ニ達セバ尙二、三步前進ノ後廻レ右、
足踏。

3.4 ハ校旗ニ續進ス

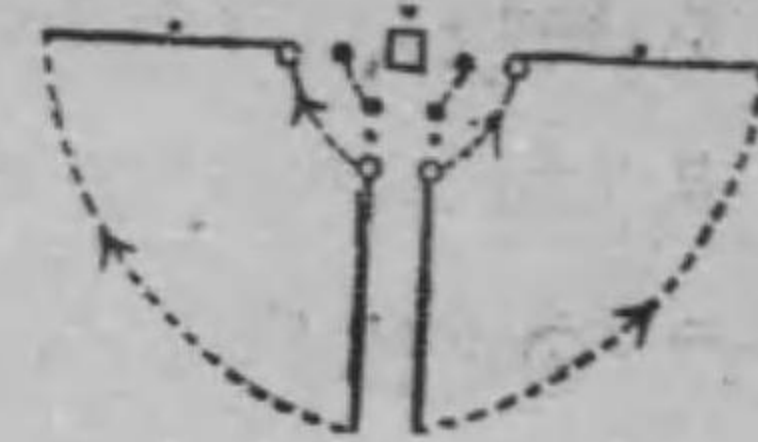
- (2) 1.2 ガ②ヨリ先頭トナリ、二列側面縦隊ニ
テ①ニ向ハントスルトキ前進シ、1.2 ト相會
シテ廻レ右、足踏。

故ニ此ノ場合ハ指導者ノ立場ニヨル指導ヲ
要セズ。

- (3) ◎ 旗手が旋回軸トナリ、各隊及護衛員ハ
其ノ左右兩側ニ90度旋回シテ足踏。以テ右圖

分 列 遊 戲

ノ如ク校旗ハ五ノ形ヲ以テ 1.2 ノ中間ニ位置
スルニ至ルベシ。



D.

終始足踏。

旗手及護衛員ガ

1.2 ノ中間ニ位置スルヲ以テ、1.2 ノ長サハ
5.3 及 4.6ノ各二隊ノ長サヨリ三人ノ幅ダケ
大ナリ。故ニ各隊ガ旋回スルニ當リ、其ノ旋
回軸ニ在ル者ハ其ノ心シテ環形ヲ踏ムベシ。

E.

(1) ◎ 1.2 ノ先頭トナリ、一ノ形ニ變ジツ、
前進シテAニ至リ、Aヨリ尙二、三步進ミテ廻
レ右、足踏。

1.2 ノ後尾員ガAヲ通過シ了リタルトキハ
Bニ向ツテ行進シ、Bヨリ三、四歩前ニ於テ
廻レ右、五ノ形ニ變ジテ足踏。

(2) 1 ノ隊長ガ 1.2 ノ隊員ニ對シ「進メ」ノ號令
ヲ下シタルトキハ之レヲ合圖ニ前進ヲ始ム。

F.

第七章 校旗ノ行進(七)

一定ノ位置(△)ニ達セバ左方ニ 180度旋回
ス。旋回了リタルトキハ直進シ、△' ノ齊頭面
ヨリ尙七、八歩進ミ、旗手ノ下ス「進メ」ノ號令
ニテ左向キ前進シ、△、△' ヲ結付ケタル直線
上ニ達セバ旗手ノ「進メ」ノ號令ニテ左向キ△
ニ向フ。△ニ至レバ右方ニ 180度旋回ス。此
ノ行進ハ5D. ノ場合ト同一ナルガ故ニ詳説セ
ズ。唯異ナル點ハ、Bノ方向ヨリAノ方向ニ
進ム場合ノ進路ガ VI.6. (ホ)圖ニ於ケル△、
△' ヲ結付ケタル直線上ナルニアリ。

G.

◎ 各隊ニ先チ最先ニ F. ノ行進ヲ止メ、先
頭トナリテAニ進ミ、一ノ形ニ變ジテ尙二、三
歩ノ後右(左)折シテ退場。

第七款 遊戯例其ノ

七ノ場合

校旗衛護衛員二名

A.

分 列 遊 戯

- (1) 一ノ形ヲ以テ先頭トナリテ入場シ、**③**ヨリ
①ニ向ヒ、指導者ノ立場(Δ)ト齊頭面ニ達シ
テ足踏。
- (2) **◎** 2ガ130度旋回シタル後、更ニ90度旋回
ヲ始メタルトキハ前進シテ2'ノ左翼ニ至リ足
踏。

B.

旋回軸ニ立チ終始足踏。

C.

同前。

或ハ右側ノ護衛員ハ廻レ右ノ後、左側ノ護
衛員ハ其ノ儘、旗手ヲ中心トシテ其ノ面スル
方向ニ向ヒ圓進スルモ可ナリ。但シ旗手ハ常
ニ足踏トス。

D.

- (1) **◎** 同前。

若シ兩護衛員ガ旋回軸ニ於テ旋回セルトキ
ハ兩護衛員ハ廻レ右ヲナシ、前ト反對ニ圓進
ス。旗手ハ常ニ足踏。

第七章 校旗ノ行進(七)

- (2) **◎** 同前。
若シ護衛員ガ旋回スルトキハ兩護衛員ハ**①**
ノ方向ニ面シ、一ノ形ヲ以テ足踏。

- (3) **◎** 同前。

E.

- (1) **◎** 同前。

- (2) 足踏ヲ繼續シ、2ガ圓進線ヲ離レテ**①**ニ
向ヒタルトキ廻レ右、前進シ、**③**ヨリ約二隊
ノ長サ程前方ニ於テ廻レ右、五ノ形ニ變ジテ
足踏。

1.3ノ先頭員ハ其ノ中央隊員ガ校旗ト齊頭
面ナル場所ニ於テ位置スルニ至ルベキ點ヲ觀
測シテ足踏ス。カクシテ校旗ヲ1.3ノ間ニ
挾ム。然ルトキハ指導者ノ立場ニヨル指導ヲ
要セズ。

F.

- ◎** 足踏。

G.

- ◎** 前進シテ指導者ノ立場ト齊頭面ニ達セ

分 列 遊 戯

ハ左方ニ旋回シテ 180 度進ミ、5.D. ノ説明圖ニ於ケル□ノ位置ニ至リ、若干歩直進ノ後旗手ノ「進メ」ノ號令ニテ左向キ前進。更ニ若干歩ノ後、復旗手ノ號令ニテ左向キ前進シ、ホノ位置ニ達シテ右方ニ 180 度旋回ス。以下同様ノ行進ヲ以テ次ハ左方ニ旋回ス。此ノ行進方法ハ 5.D. ヲ参照セバ明瞭ナリ。

VI.7. (リ)圖ニ於ケル場合ハ、校旗ハ初メ五ノ形ヲ以テ 3.4 ノ中間ニ位置セシメオキ各隊ガ笛ノ合圖ニヨリ 90 度旋回スル際ハ其ノ儘足踏シ、次ノ笛ノ合圖アリタル時ニ稍々暫時(即チ 3 が旋回ヲ始メ校旗ニ接近シ來ル頃マテ)足踏ノ後、左方ヨリ旋回ヲ始メシムベシ。

H.

◎ G. ノ行進ヲ續行ス。

I.

◎ 此ノ笛ハ校旗ガ旋回軸ノ⑥ノ方向ヲ行進中ニ用フベシ。然ルトキハ校旗ハ⑥ノ方向ヨリ④ノ方向ニ數歩前進シ、4.2 ノ中間ニ位

第七章 校旗ノ行進(入)

置スベキ場所ニ至リテ足踏。

此ノ時最先ニ旋回シ來リテ校旗ニ會セル隊ヲ先頭ニ VI.7.I. ノ行進ヲナス。隨而中央トナルベキ隊ハ 2.4 ニ限ルヲ得ズ。又退場ノ順序モ移動ヲ生ズ。

VI.2.C. ノ行進方法ニヨルトキハ、校旗ハ各隊ニ先ダチ、直ニ④ニ向ツテ行進スベシ。

J.

◎ 一ノ形ニ變ジツ、最先ニ④ニ向ヒ行進シテ退場ス。

第八款 遊戯例其ノ

八ノ場合

校旗護衛員四名

A.

- (1) 八ノ形ヲ以テ 3.4 ノ中間ニ入リテ行進。
- (2) ◎ 旗手ノ前方ニ在ル二人ノ護衛員ハ左向キ、後方ニ在ル二人ハ右向キ、各隊ト共ニ 90 度旋回シテ足踏。

分 列 遊 戯

旗手ハ其ノ儘足踏シ旋回軸トナル。

B.

- (1) ◎ 旗手ノ左側ノ二人ノ護衛員ハ 3 ト共ニ、右側ノ二人ハ 4 ト共ニ180度旋回シ、足踏。

旗手ハ足踏。

- (2) ◎ 旗手及護衛員ハ共ニ足踏。

以下◎毎ニ(1)、(2)ノ行進ヲ交互ニ行フ。

C.

◎ 旗手ハ其儘足踏ヲ以テ旋回軸トナル。

護衛員ハ其ノ面スル方向ニ各隊ト共ニ90度旋回シテ足踏スルコト A.(2)ト同一ナリ。

D.

- (1) ◎ 各護衛員ハ Aノ方向ニ向キ 3.4 ノ中間ニ在リテ旗手ト共ニ二、三步前進ノ後、七ノ形ニ變ジテ足踏。

5.6 ハ Bヨリ Aニ向ヒテ行進シ、校旗ト會シテ足踏。然ルトキハ指導者ノ立場ニヨル指導ヲ不要。

第七章 校旗ノ行進(八)

- (2) ◎ 足踏。

E.

- (1) ◎ 同前。

- (2) ◎ 同前。

- (3) ◎ 同前。

- (4) ◎ 同前。

F.

- (1) ◎ 最先ニ Aニ向ヒ、旋回軸ヲ出デ、前進シ、Aニ達シテ尙二、三步ノ後廻レ右、一ノ形ニ變ジテ足踏。

1.2 ハ校旗ガ旋回軸ヲ出ヅル迄ハ 1/2ノ

位置ニ進マズシテ其ノ前方ニ於テ待ツベシ。

後尾隊タル 3.4 ガ旋回ヲ止メテ Aニ向ヒ、

Aヨリ左右ニ分レテ行進シ、Aヨリ Bニ至ル

進路ヲ開キタルトキハ前進シ、Bニ達シテ廻

レ右、足踏。

- (2) 先頭隊 1.2 ガ Aニ接近セシトキハ四ノ形ニ變ジツ、先頭トナリテ Aニ進ミ、Aヨリ右(左)折シテ退場。

第九款 遊戯例其ノ

九ノ場合

校旗護衛員四名

A.

四ノ形ヲ以テ先頭トナリテ入場シ、**㊦**ヨリ
㊤ニ至リ、**㊤**ヨリ尙二、三步進ミテ廻レ右、一
ノ形ニ變ジテ足踏。

後尾隊ガ**㊤**ヲ通過シ了リテ**㊤**ヨリ**㊦**ニ至ル
進路ヲ開キタルトキハ、前進シテ**㊦**ニ至リ廻
レ右、足踏。

B.

(1) ◎ 各隊ノ先頭トナリテ前進。

(2) ◎ 六、七回足踏ヲナシタル後廻レ右、前
進シテ指導者ノ立場(△)ト齊頭面ニ至リ再ビ
廻レ右、七ノ形ニ變ジテ足踏。

C.

各二隊宛ニ一名ノ護衛員附隨シ、軸翼トナ

リテ旋回ス。旗手ハ足踏。

D.

(1) ◎ 各護衛員ハ**㊤**ノ方向ニ面シ、七ノ形ヲ
以テ足踏。

(2) 足踏。

E.

(1) ◎ 二ノ形ニ變ジテ足踏。

(2) 足踏。

(3) 同前。

(4) VI.5.F. ノ行進ニヨリ I.4 ガ接近シテ相會
セントスルトキハ、四ノ形ニ變ジツ、前進シ
テ**㊤**ニ至リ**㊤**ヨリ右(左)折シテ退場。

第十款 遊戯例其ノ

十ノ場合

校旗護衛員四名

A.

(1) 四ノ形ヲ以テ先頭トナリテ入場シ、**㊦**ヨリ
㊤ニ向ヒ二、三步ノ後足踏。

(2) 足踏。

B.

指導者ノ下ス「捧ゲ銃」又ル「敬禮」ノ號令下
リタルトキ前進ヲ始メ、**Ⓐ**ニ達シテ尙數歩ノ
後廻レ右、一ノ形ニ變ジテ足踏。

C.

足踏。

D.

(1) 同前。

(2) 各隊ガ**Ⓐ**、**Ⓑ**ヨリ左右ニ別レテ行進シ、**Ⓐ**
ヨリ**Ⓑ**ニ至ル進路ヲ開キタルトキハ前進シ、
Ⓐ**Ⓑ**線ノ中央ニ至リテ廻レ右、二ノ形ニ變ジ
テ足踏。

E.

(1) 足踏。

(2) 足踏。又ハ護衛員ノミ二隊ニ一名宛附隨
シテ旋回。

F.

(1) **⊙** 三ノ形ヲ以テ**Ⓐ**ニ面シ足踏。

(2) 足踏。

(3) **⊙** 同前。

(4) 同前。又ハ護衛員ノミ各隊ニ一名宛附隨
シテ旋回。

(5) 足踏。若シ(4)ノ行進ニ於テ護衛員ガ旋回
セシトキハ、旗手ノ右側ノ二名ノ護衛員ハ其
ノ儘足踏。左側ノ二名ハ副隊長ノ「進メ」ノ號
令ニテ廻レ右、足踏。

(6) 足踏。

G.

(1) 七ノ形ニ變ジ、**Ⓐ**ノ方向ニ面シテ足踏。

(2) 足踏。

(3) 1.3ノ先頭員ガ校旗ニ接近シ來レルトキハ
四ノ形ニ變ジツ、先頭トナリテ前進シ、**Ⓐ**ヨ
リ右(左)折シテ退場。

第十一款 遊戯例其
ノ十一ノ場合

分 列 遊 戯

校旗護衛員四名

A.

四ノ形ヲ以テ先頭トナリテ入場シ、㊦ヨリ
㊦ニ向ヒ、㊦ヨリ尙二、三步進ミテ廻レ右、足
踏。

各隊ガ㊦ヨリ四列側面縦隊トナリテ㊦ニ向
ハントスルトキ前進ヲ始メ、先頭隊ト相會シ
テ廻レ右、三ノ形ニ變ジテ足踏。

故ニ此ノ場合ハ指導者ノ立場ニヨル指導ヲ
不要。

B.

(1) ◎ 足踏。

(2) ◎ 旋回軸トナリテ足踏。又ハ三隊ニ護
衛員一名宛附隨シテ旋回スルモ可ナリ。(4.A
3参照)

C.

1.2.3 ガ旋回シテ 10.11.12 ノ位置ニ至リ足踏
ヲ始メタルトキハ三、四歩進ミ出デ、五ノ形ニ
變ジテ足踏。

第七章 校旗ノ行進(十一)

D.

先頭トナリテ前進シ、6.F. ノ行進ヲ行フ。

E.

最先ニ D. ノ行進ヲ止メテ㊦ニ向ヒ、㊦ヨ
リ尙數歩シテ廻レ右、足踏。

各隊ガ㊦ヨリ四列側面縦隊トナリテ㊦ニ向
ハントスルトキニ前進シ、先頭隊ト相會シテ
廻レ右、足踏。

此ノ場合指導者ノ立場ニヨル指導ヲ不要。

F.

(1) ◎ 七ノ形ニ變ジテ足踏。

(2) ◎ 同前。又ハ各隊ニ護衛員一名宛附隨シ
テ旋回ス。

G.

(1) ◎ 8 ガ旋回シテ 8' ノ位置ニ至ラントス
ルトキ旋回軸ヨリ數歩進ミ出デ、一ノ形ニ變
ジテ足踏。

(2) ◎ 先頭トナリテ前進シ㊦ヨリ尙數歩進ミ
テ廻レ右、足踏。

各隊が④ヲ通過シ了リテ④ヨリ⑤ニ至ル進路ヲ開キタルトキハ前進ヲ始メ、⑤ニ至リテ廻レ右、足踏。

先頭隊 3.8 が⑤ニ接近シ來レルトキハ四ノ形ニ變ジツ、先頭トナリテ前進シ、④ヨリ右(左)折シテ退場。

第十二款 遊戯例其 ノ十二ノ場合

校旗護衛員四名

A.

四ノ形ヲ以テ先頭トナリテ⑤ヨリ④ニ向ヒ、指導者ノ立場ト齊頭面ニ達シテ二ノ形ニ變ジ、足踏。

B.

- (1) 足踏ヲ繼續シ、1ノ隊長ノ號令ヲ以テ 1.2.3.4 が十字隊形トナルトキ七ノ形ニ變ジ、④ノ方向ニ面シテ足踏。

- (2) ◎ 足踏。又ハ護衛員ノミ 1.2.3.4 ノ各隊ニ一名ヅ、附隨シテ旋回。

C.

- (1) ◎ 七ノ形ヲ以テ、④ニ面シテ足踏。
(2) 1ノ隊長ノ號令ニテ 1.3 が90度旋回スルトキ三ノ形ニ變ジテ足踏。

D.

- (1) ◎ 足踏。
(2) 足踏。
(3) 先頭隊が校旗ニ接近シ來レルトキハ四ノ形ニ變ジツ、前進シ、各隊ノ先頭トナリテ退場。

此ノ遊戯例ニ於テ、校旗ハ終始中央ニ立チテ其ノ動作ニ變化ナキハ各隊ノ行進方法ノ關係上已ムヲ得ザル所ニシテ、遊戯組立ノ拙劣ナルヲ證ス。

(別法)

旗手ノ位置及行進方法ハ上述セル所ト同一ナリ。而シテ護衛員ハ 1.2.3.4 ヲ以テ之レニ代

へ其ノ携帶旗ハ他ノ隊ト異ナラシメテ其ノ區別ヲ明ニスルトキハ其ノ動作ハ全ク護衛員ト同一ノ性質ヲ有ス。唯、行進ヲ異ニスルヲ要スル點ハ VI.12.D. (1)及(2)ノ行進ヲナサズシテ、1.2.3.4 ノ各隊ハ皆㊸ノ方向ニ向キテ足踏シ、(3)ノ場合ニ四列側面縱隊トナリテ㊸ニ向ヒ、旗手ニ續進シテ退場スルニアルノミ。

第十三款 遊戯例其 ノ十三ノ場合

校旗護衛員六名

A.

(1) 一ノ形ヲ以テ各隊ノ先頭トナリテ(又ハ中央邊ニ位置シテ)入場シ、㊸ヨリ㊸ニ向ヒ、㊸ヨリ尙二、三步進ミテ廻レ右、足踏。

(2) 足踏。

B.

(1) 各隊ガ(1)ノ行進ヲ了リタルトキ前進シ、
2ト相會シテ廻レ右、五ノ形ニ變ジテ足踏。

(2) ㊸ 前進シテ㊸ニ達セバ先ヅ右方ニ旋回シテ 2.E. ノ行進ヲ始ム。

名隊ガ其ノ旋回スル方向ヲ變ズルコトナク終始同一側ニ於テ旋回ヲ繼續スルトモ、校旗ハ旋回方向ヲ交互ニ變ゼザルベカラズ。

C.

(1) ㊸ 笛ノ合圖後、㊸ノ位置ニ來レルトキハ、旋回ヲ止メテ足踏。各隊ハ其ノ背後ニ逐次定規ノ距離ヲトツテ足踏。

(2) ㊸ 前進。

(3) ㊸ 足踏スルコト七、八回ノ後廻レ右、前進シテ㊸ニ至リ、再ビ廻レ右、足踏。

足踏ヲ七、八回スル理由ハ各隊ガ左右ニ行進シテ㊸ヨリ㊸ニ至ル進路ヲ開クヲ待タンガ爲ナリ。

3,2ノ先頭員ガ㊸ニ接近シ來レルトキハ四ノ形ニ變ジツ、前進シ、先頭トナリテ㊸ニ至リ、㊸ヨリ右(左)折シテ退場。

第十四款 遊戯例其 ノ十四ノ場合

校旗二旒。各旗ニ護衛員二名宛。

A.

- (1) 兩旗トモーノ形ヲ以テ自己ニ屬スル隊ノ先頭トナリテ行進シ、指導者ノ立場ト齊頭面ニ達シテ内方ニ向ヒ、若干歩ノ後、五ノ形ニ變ジテ停止。

1."2" 及 3."4" ノ位置ハ校旗ヨリモ一步其ノ背後ニトルベシ。

- (2) 停止。

B.

校旗相互ニ對シ敬禮ヲナス。

C.

- (1) ◎ 兩旗トモ同時ニ一ノ形ニ變ジツ、前進シ、相會セバ相並ビテ(A)ニ向ヒ、(A)ヨリ尙二、三步進ミテ廻レ右、足踏。

- (2) 各隊ガ校旗ニ續進シ、(A)ヲ通過シ了リテ(A)

ヨリ(B)ニ至ル進路ヲ開キタルトキハ、兩旗ハ相並ンデ前進シ、指導者ノ立場ト齊頭面ニ至リテ廻レ右、五ノ形ニ變ジテ足踏。

各隊ハ(B)ヨリ横隊ニテ前進シ來リ、校旗ノ背後ニ定規ノ距離ヲトツテ足踏。

D.

- (1) ◎ 各校旗ハ自己ニ屬スル隊ト同一ノ方向ニ旋回ヲ最先ニ始メ、約90度進ミタルトキハ旋回ヲ止メ、自己ニ屬スル旋回隊ノ旋回軸ニ進入シ、一ノ形ニ變ジテ(A)ノ方向ニ面シ足踏。

2,3 ハ兩旗ガ六、七十度以上旋回セザル以前ニ旋回ヲ始ムベカラズ。

- (2) ◎ 兩旗トモ 2.C. ノ方法ニヨリ、旋回軸ヲ脱シ、五ノ形ヲ以テ自己ニ屬スル隊ノ先頭トナリテ(A)ニ向ヒ、以後各隊ト同一ノ行進ヲナス。

(A)ニテ180度旋回後ハ八ノ形ヲ以テ行進ス。

E.

- ◎ 先頭トナリテ各隊ト同一ノ行進ヲナ

分 列 遊 戯

ス。或ハ兩旗トモ直ニ㊦ニ至リ、㊦ニ面シテ足踏シ、各隊ノ㊦ニ來ルヲ待ツ。而シテ先頭隊ガ㊦ニ接近シ來レルトキハ前進シ、指導者ノ立場ト齊頭面ニ達シテ足踏。

F.

兩旗トモ一ノ形ニ變ジ、旋回軸ニ於テ密接シテ立ち、終始足踏。

G.

(1) ㊦ 旋回軸ヲ脱シハノ形ニ變ジテ各隊ノ先頭トナリ、兩旗相並ンデ㊦ノ方向ニ向ヒ、㊦ヨリ左右ニ別レテ進ム。

此ノ行進ニ就イテハ 2.C. ナ参照スベシ。

(2) 旗手が指導者ノ立場ト齊頭面ニ達セバ各旗手ハ「進メ」ノ號令ヲ下ス。此ノ號令ニヨリ校旗ハ五ノ形ヲ以テ内方ニ進ミ、若干歩ノ後足踏。

(3) ㊦ 停止。

H.

敬禮。

第八章 遊戯組立上ノ注意

I.

㊦ C.(1)ト同様ノ行進ヲ以テ㊦ニ至リ、㊦ヨリ右(左)折シテ退場。

第八章 遊戯組立上ノ注意

種々ノ行進方法ヲ案出シ、尙之レヲ接合シテ一ツノ完結セル遊戯ヲ作ラントスルニ當リテハ細心ナル注意ヲ拂ハザルベカラズ。机上ノ考案ハ愈之レヲ實際ニ施サントスルヤ意外ノ缺點ヲ見出スコト屢ナリ。今次ニ遊戯組立上ニ就イテ注意事項ヲ列舉セン。

A. 行進方法ノ難易ト之レガ適用學年トヲ斟酌スルコト。

B. 隊數及行進ノ種類ト遊戯場ノ廣狹トノ關係ニ留意スルコト。

C. 成ルベク直行進、圓行進、旋回行進ヲ交互ニ行フ様ニ接合スルコト。

分 別 遊 戯

然レドモ遊戯場ノ廣狹、演戯者ノ年齢、演戯時間及之レヲ演ズベキ場合ノ集會ノ性質等ニヨリ、必ズシモ此ノ主義ニヨル能ハザルコトアルヲ免レズ。

D. 他ノ異ナル行進ニ移ル方法ノ優美ニシテ迂遠ナラザルコト。

行進ヲ變移スル方法多種アルトキハ其ノ内ノ優美ナルモノヲ選ブベシ。又變移スル方法ノ迂遠ナラザルヲ要ス。例之 180度旋回スレバ直ニ目的ノ隊形ヲ作り得ベキニ數回方向ヲ變換シテ同一ノ隊形ヲ作ルガ如シ。然レドモ之レガ爲ニ一遊戯中同一ノ行進ヲ幾回モ反復スルコトハ最モ忌ムベキナリ。

E. 次ニ行フベキ異ナル行進ノ隊形ガ現ニ行ヘル行進ノ隊形ヨリ自然的ニ生ズル様ニ組立ツルコト。

例之横隊タルト側面縦隊タルトニ拘ラズ、直行進中此等ノ隊形ヨリ圓形ヲ作ラントスルハ不自然的ニシテ特別ノ技能ヲ有モザレバ能ク爲シ能フ所ニ非ズ。然レドモ VI.4.B. ノ

第八章 遊戯組立上ノ注意

如キ方法ニヨルトキハ自然的ニ作出スルヲ得。此ノ隊形ノ變移ガ自然的ナルコトハ最モ妙味ヲ感ゼシムル所ニシテ、又演戯者ガ練習ニ長時間ヲ要セズシテ習得シ得ル原因タリ。

F. 隊長ノ位置、帽色ノ關係ニ注意スルコト。

隊長ノ位置ハ原則トシテ横隊ノ場合ハ右翼タルト左翼タルトハ間ハザレドモ、側面行進圓行進ノ場合ハ先頭トナリ、旋回行進ノ場合ハ外翼トナルベキナリ。然レドモ前後ノ行進ノ關係上ヨリ此ノ原則ニヨル能ハザルトキハ是非ナキモ、各隊長ガ常ニ各隊ノ同一側ニ在ルベキコトハ最モ緊要ノ事ナリ。此ノ各隊長ガ同一側ニ在ルベキコトハ遊戯組立上苦心多キ點ニシテ巧拙ノ分ル、所ナリ。但シ次ノ行進ニ移ルニ必要ナル爲一時同一側ニ在ラシメザルコトアルハ間フベキニ非ズ。若シ前行進ノ結果各隊長ノ位置ガ同一側ニ在ラザルニ至レルトキハ、直ニ次ノ行進ヲ以テ其ノ位置ヲ改變スル方法ヲ講スベキナリ。

組立テタル遊戯ヲ愈實施スルニ當リ、隊長

分 切 遊 戯

ノ位置ニ就イテハ其ノ豫期ニ反スルコト往々アリ。故ニ一遊戯ヲ組立テントスルトキハ其ノ行進ノ種類及順序ヲ單ニ腦裡ニ畫キテ考究スルニ止メズ、一行進毎ニ圖ヲ以テ紙面ニ其ノ變化ノ實際ヲ表ハシ、違算ナカラシコトヲ期スベシ。

帽色ノ關係ハ如何ニ定ムベキカ茲ニ説明セズトモ讀者諸子ノ直ニ判定シ得ベキ所ニシテ又第六章ノ遊戯十四例ヲ参照セバ明ナルベシ然レドモ遊戯ヲ組立ツル場合ニハ帽色ノ關係如何ハ之レヲ顧ルベカラズ。任意ニ種々ノ行進ヲ連接シ、全ク結了シテ帽色ノ數及各隊ノ帽色ヲ決定スベシ。帽色ノ關係迄モ考慮シテハ面白キ遊戯ヲ作出スルヲ得ズ。又遊戯組立後帽色ノ決定ニ困難ヲ感ズルモノニ非ズ。蓋シ帽色ハ特段ナル場合(例 VI.14.)ヲ除キ一種タルト多種タルトヲ問ハザレバナリ。

因ニ隊ノ順位ニ就イテ記サンニ、各隊ハ行進ノ結果如何ニ其ノ順位ニ變更ヲ來タスモ顧慮スル必要ナク、唯帽色ノ關係ニノミ留意

第八章 遊戯組立上ノ注意

スレバ可ナリ。

G. 遊戯ガAニ面シテ演ゼラル、様ニ組立ツルコト。

此ノ注意ハ論セズシテ明ナリ。隨而 VI.

1.D. ノ如キ場合ニ於テモ、中央ノ一隊ハ後向キ、以テBノ方向ニ面セシメ、其ノ兩翼隊ハAノ方向ニ面シテ行ハシムルガ如ク、成ルベク多クノ隊ヲシテAノ方向ヲ背後ニセザラシムルヲ要ス。

A^①B^②線ヲ通過スルニハ必ズBヨリAニ向フベク、AヨリBニ進ムベカラズ。若シAノ方向ヨリBノ方向ニ至ラントスルニハA^①B^②線ヲ踏マズシテ、A^①B^②線ノ側方七、八歩以上ノ場所ヨリBノ方向ニ向フベキナリ。(但シ行進ノ種類ハ多シ。或ル場合ハ此ノ法則ニ反セザルベカラザルコトアリ。又反スルノ却テ適切ナルコトアリベシ。)

此ノ法則ノ結果入場ハBヨリスベク、Aヨリシテ最初ヨリ正面ヲ背後ニスルコトアルベカラズ。假令AヨリセズシテAノ側方ヨリス

分 列 遊 戯

ルモ必ず先ヅ㊦ニ至リ、㊦ヨリ遊戯ノ端緒ヲ開カザルベカラズ。

退場ハ入場ト反對ニ㊦ヨリ右(左)折シテナスベク、㊦ヨリナスベカラズ。㊦ノ方向ヨリスルトキハ遊戯ノ最終ガ㊦ノ方向ヲ背後ニシテ行進スルガ故ニ、何ントナク寂寞ニシテ物足ラザルガ如ク、龍頭蛇尾ニ了リタル感ナキニ非ズ。必ずヤ終末ハ一ツノ印象ヲ與フベク㊦ニ進ミ、㊦ヨリ右(左)折シテ退場スベシ。

劇壇ニ於テ行ハル、モノモ、一幕ノ終ニ於テ花々シキ所作ヲナスハ之レト同一理ナリ。

H. 遊戯ガ場ノ一側ニ偏セズシテ行ハル、コト

遊戯ガ遊戯場ノ中央ヲ失シ、㊦㊦線ノ一側ニ於テ行ハル、ガ如キハ實ニ醜キ所ナリ。又各隊ガ二組ニ別レ、㊦㊦線ノ兩側等距離ノ場所ニ於テ同時ニ或ル行進ヲ行フ場合ニ、其ノ兩組ノ隊數ガ同一ナラザルガ如キハ宜シカラズ。此ノ點ニ就イテ奇數隊ハ遊戯ヲ組立ツルニ最モ困難トスル所ナリ。

I. 校旗數旒ナルトキ。

第九章 服裝及用具

VI.14. ノ如ク校旗ガ二旒或ハ二旒以上ニシテ各旗ニ所屬隊アルトキハ、甲校旗及其ノ所屬隊ト、乙校旗及其ノ所屬隊トノ間ニ位置及行進ノ順位ニ上下ノ區別立タザル様ニ作ルベシ。但シ交互ニ同一ノ行進ヲナス場合ニ於テ上下ノ區別ヲナシタル如ク認メラレザルトキハ此ノ限ニ非ズ。

甲校旗ノ所屬隊ト乙校旗ノ所屬隊トハ其ノ位置常ニ判然セザルベカラズ。假令行進ノ種類ニヨリテ混ズルコトアリトモ唯一時的ナラザルベカラズ。

第九章 服裝及用具

A. 衣服

男子ハ洋服又ハ運動用白襯衣ニ袴ヲ着用セシムルハ最モ適應セル所ナルモ、地方ノ情況ニヨリ一定スル能ハザルトキハ萬已ムヲ得ザルナリ但シ羽織ハ如何ナル場合ニモ禁ズベシ。

女子ハ洋裝セシムルカ又ハ筒袖ニ袴着用トシ

且ツ襪ヲ用ヒシムルモ可ナリ。

B. 帽子

男子ハ海軍帽又ハ運動帽、女子ハ看護婦用類似ノ帽ヲ用フ。而シテ此等ノ帽ハ隊別ニ二色若クハ數色ニ分ツベシ（女子ノ用フル襪モ亦帽ト同色ニ分ツベシ）。之レ遊戯ノ美觀ヲ添フルノミナラズ、行進ノ變化ト帽色トノ關係ニ興味アレバナリ。此ノ興味ハ各隊員ガ旗ヲ携帶セズシテ演ズルトキニ一層深く感ズベシ。然レド異種ノ色ヲ用フルコト多キニ過グルトキハ觀ル者ニ於テ此ノ行進ノ變化ト帽色トノ關係上ノ妙味ヲ感ゼザルニ至ルベシ。但シ VI.13. ノ如キ隊數多キ場合ハ帽色多種ナルモ可ナリ。校旗數旒ナルトキハ帽色ハ勿論之レト同數ナルヲ要ス。

海軍帽ヲ使用セル際ノ色別法ハ二色ナルトキハ一半ハ日覆ヲ着ケシメテ黑白ニ分ツベク若シ二色以上ナルトキハ日覆ヲ其ノ數ニ色別スルカ、或ハ色綿布ヲ帽ニ卷カシムベシ。

男子ガ運動帽ヲ使用セル場合ニハ隊長及校

旗手ノミハ海軍帽ヲ用ヒシムル方適應ス。

C. 用具

銃又ハ旗トス。若シ何等携帶スルコトナカラシカ、遊戯物淋シクテ演技者觀覽者共ニ感興淺カルベシ。

銃ヲ使用スル場合ニ於テ帶劍ナルトキハ遊戯ノ終始著劍ナルコトハ言ヲ俟タザレドモ、尙銃ニ旗ヲ附クルヲ可トス。之レ旗ハ極メテ派手ヤカナレバナリ。

旗ノ種類ハ如何ニ定ムベキガ、予ノ主義トシテ、帽子ノ色別ハ行進ノ變化ト各隊ノ位置トノ關係ヲ明ニセンガ爲ナルモ、旗ハ VI.14. ノ如キ遊戯例ニ於テ、各校旗ノ所屬隊ノ區別ヲ明ニスルヲ目的トスル場合ヲ除キテハ美觀ヲ添フルヲ主眼トスルガ故ニ多種多様ナルヲ欲ス。隨而旗ノ種類ハ帽色ノ數ト同一ナルヲ要セズ。然レドモ VI.12. 及 13. ノ遊戯例ノ場合ノ如キ多數隊ニシテ若シ其ノ帽色ヲ多様ニ分ツトキハ旗モ亦其ノ帽色ト同一ニスルモ可ナリ。然ルトキハ行進ノ化變ト旗トノ關係ガ如何ニ變化スルカヲ一層明ニ表ハスナリ。

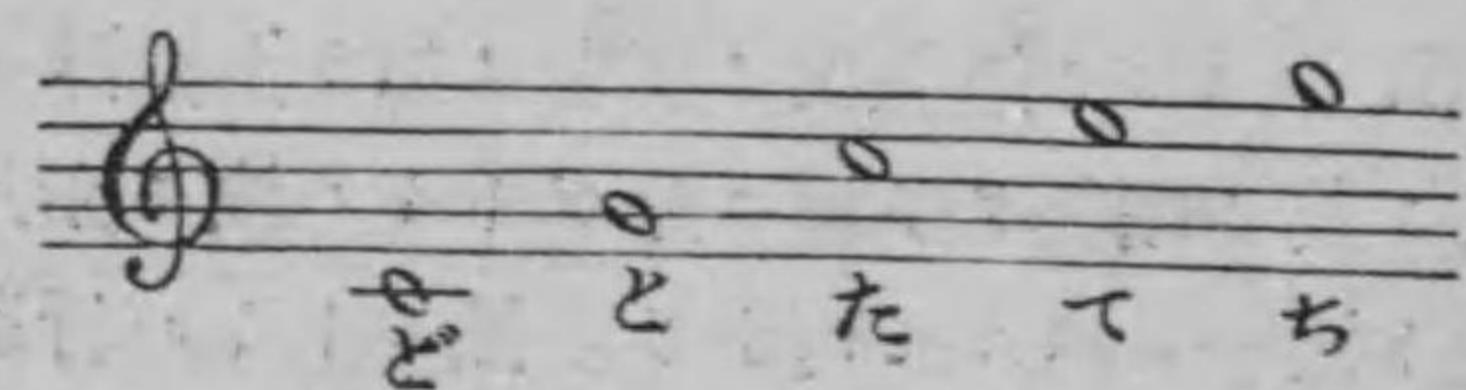
分 列 遊 戯

旗ハ帽色ト同ジク隊別ニ之レヲ異ニスベシ。其ノ種類ハ模様ナキ色別ニヨルカ、又ハ萬國旗ヲ採ルベシ。此ノ兩者ノ内萬國旗ヲ採用スル方一層美ナリ。校旗護衛員ノ旗ハ一種特別ノモノヲ用フベシ。隊長ノ旗ハ其ノ所屬隊員ト同一ナル旗ニシテ其ノ大ナルモノ又ハ飾アルモノヲ用ヒテ區別スベキナリ。但シ男子ノ場合ニアリテハ執刀ヲ以テ其ノ最モ適切ナルモノトス。

一般隊員ノ旗ハ美濃白紙ヨリ少ナラザルヲ要ス。而シテ布製ハ元氣ナク垂レテ見映ナキヲ以テ、紙製ヲ以テ勝レリトス。

第十章 陸軍喇叭譜

喇叭ヨリ發スル音ハ五箇ノ單聲音ニシテ下方ヨリ「ど」「と」「た」「て」「ち」ナル音名ヲ附ス。其ノ五音ノ音階ヲ示セバ次ノ如シ。



第一節 敬禮ノ部

第八章 陸軍喇叭譜

本節ニ記スル各譜ハ其ノ使用スベキ場合一定セル也、強チ其ノ規定ニ拘束セラル、必要ナカルベシ。

君が代

(天皇及皇族ニ對スルトキニ用フ)

歌詞、君が代は、千代に入千代に、さざれ石のいはほとなりて、こけのむすまで。



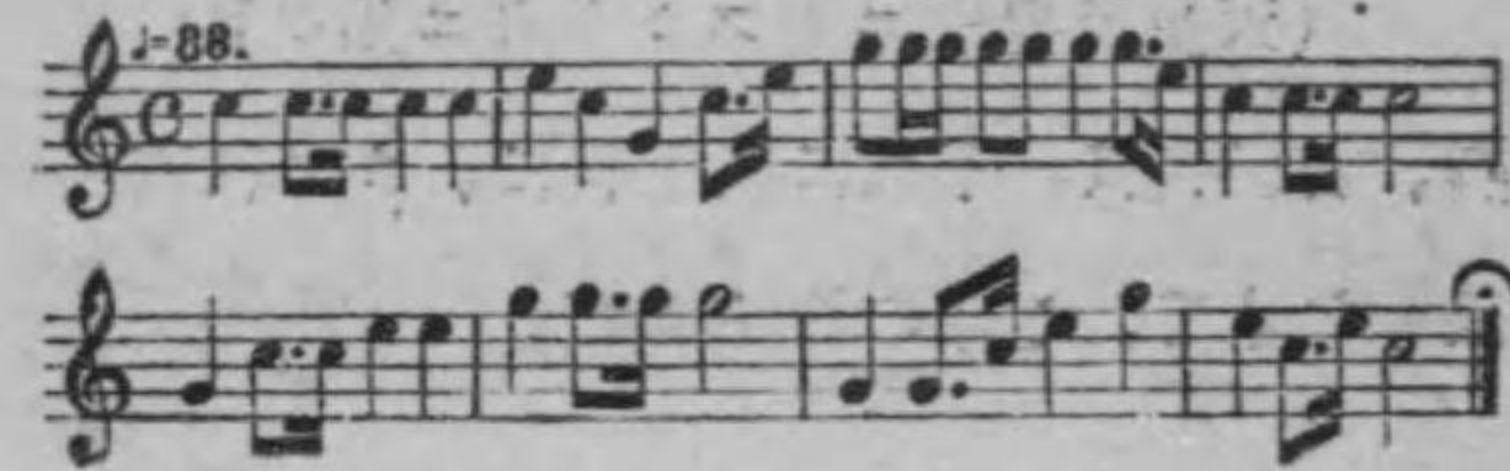
足 曳

(軍旗ニ對スルトキニ用フ)

歌詞、あしびきの、山邊とよもす、つゝの火の、煙のうちに、いちしろく、きほへる旗は、かしこきや、わが大君の、御手づから、授けたまへる、御軍の、

分 列 遊 戯

しるしの旗ぞ、わが輩の、軍の神ぞ、わがともの、
軍の神とあふぎつゝ、すゝめやすゝめ、ますらのの
とも。



海 行 か ば

(將官ニ對スルトキニ用フ)

歌詞、海ゆかば、みつるかばね、やまゆかば、くさ
むすかばね、おほ君の、へにこそしなめ、のとはは
しなじ。

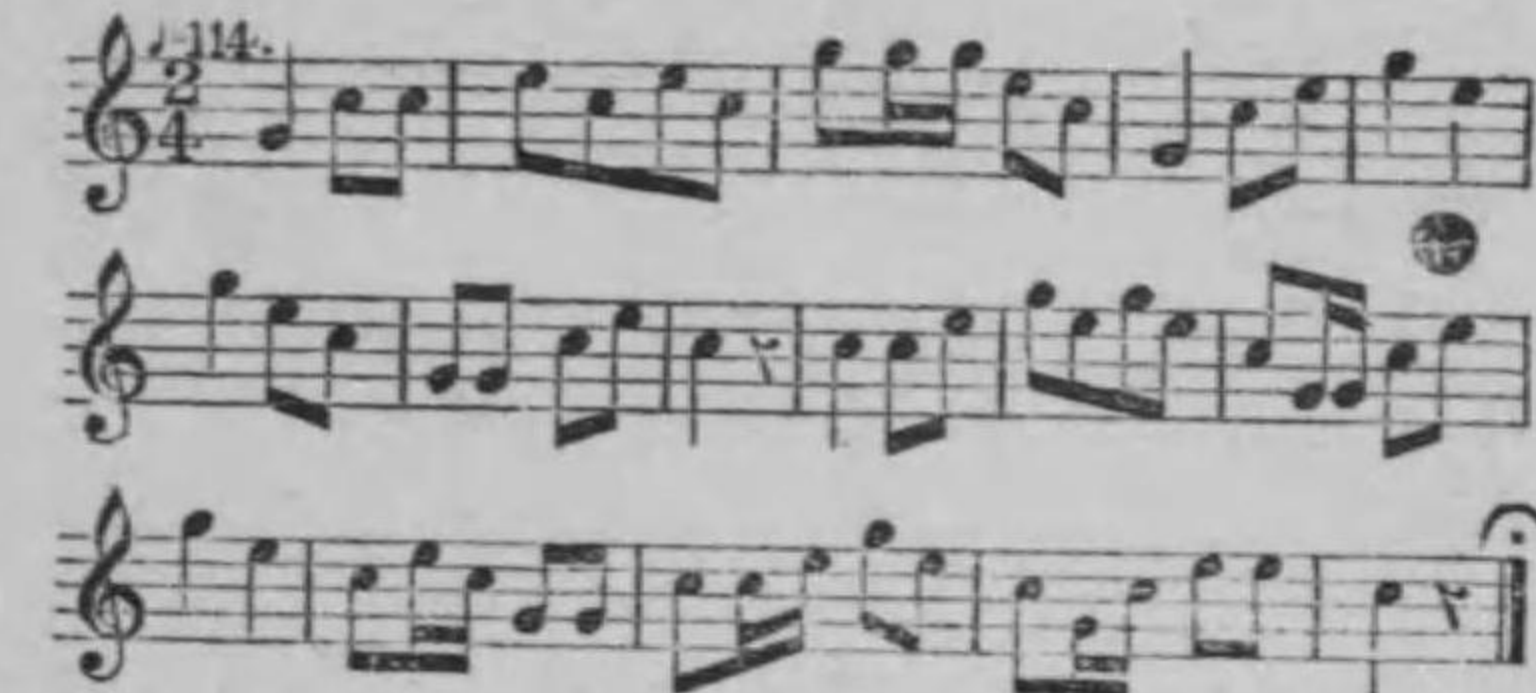


第 八 章 陸 軍 喇 叭 譜

皇 御 國

(軍隊相逢フトキニ用フ)

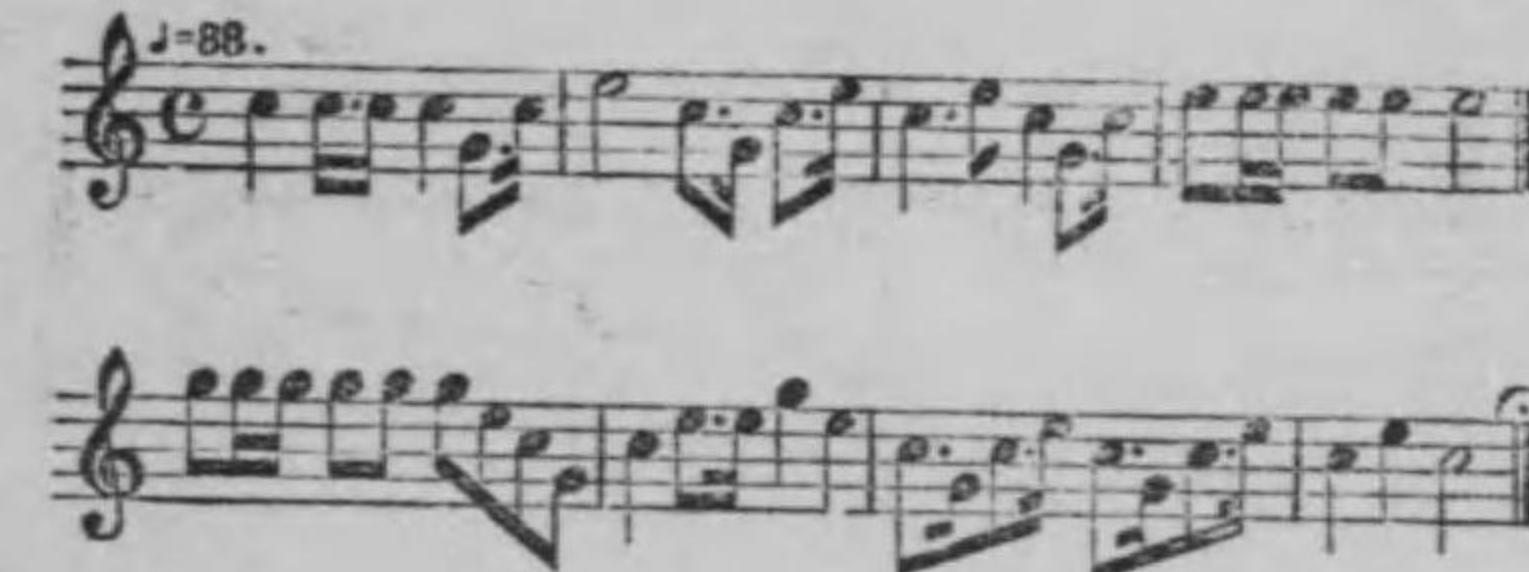
歌詞、皇御國の、ものゝふは、いかなることなか、
つとむべき、たゞ身にもてる、まごゝろを、わが大
君に、つくすまで。



國 の 鎮 め

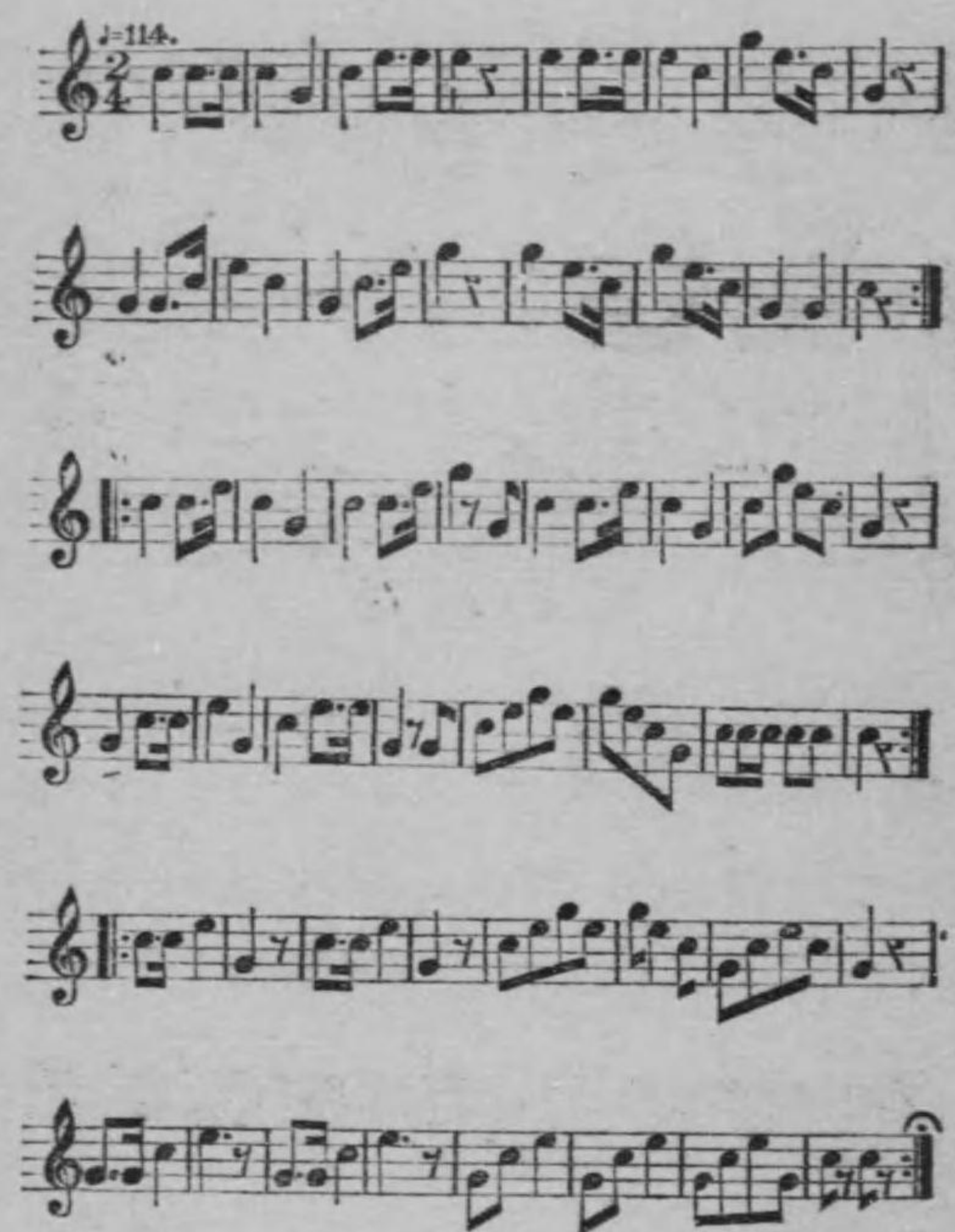
(拜神ノトキニ用フ)

歌詞、國の鎮めの、みやしろと、いつきまつらふ、
神みたま、けふのまつりの、にぎはひを、あまかけ
りても、みそなはせ、治まる御代をまもりませ。

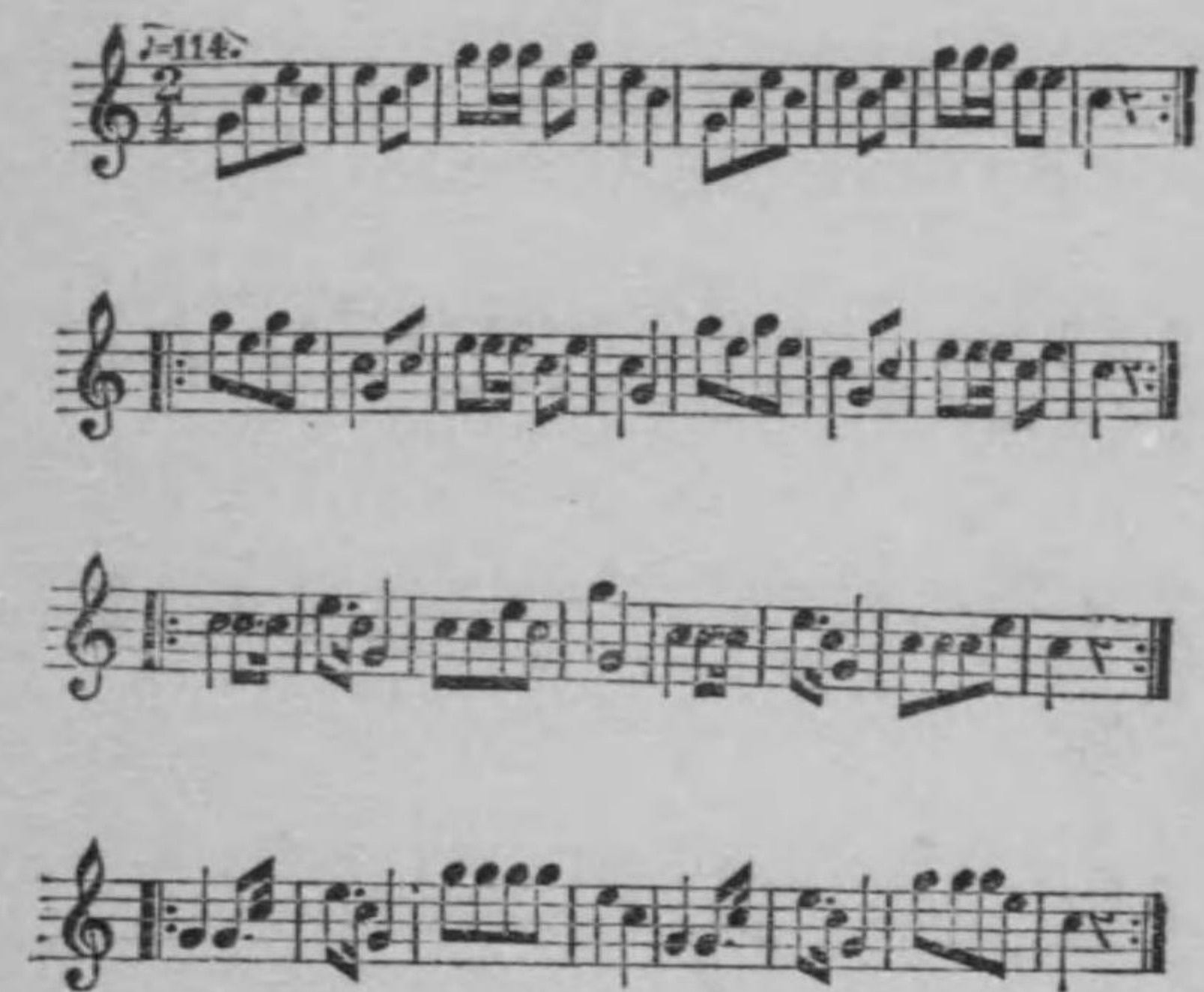


第二節 行進ノ部

速歩行進(其ノ一)



速歩行進(其ノ二)



をばり

大正五年四月十五日印
 大正五年四月十八日發
 大正五年六月十五日再
 大正六年三月七日訂正
 大正六年三月十日三版發

刷行
 版
 刷
 正印
 版發

分
 列
 遊
 戲



定
 價
 四
 拾
 五
 錢

福岡市紺屋町四十五番地
 著者 篠崎繁次郎
 東京市京橋區南傳馬町二丁目五番地
 發行者 目黑甚七
 東京市牛込區榎町七番地
 印刷者 渡邊八太郎
 東京市牛込區榎町七番地
 印刷所 日清印刷株式會社

發 行 所

東京市京橋區南傳馬町二丁目(振替口座二八〇九番)
 同京橋區南傳馬町一丁目(分店)(振替二三三五七番)
 新潟縣長岡市表四ノ町(本店)(振替口座三六一九番)

目 黑 書 店

276
193

終